※住所異動は、別の手続きが必要です 届書はA3様式です H 婚 届 烟 送 付 令和 Ħ H 長印 令和 6 年 | 月 | 日届出 調査票 附 票 住民票 通 知 書類調査 戸籍記載 記載調査 埼玉県北葛飾郡杉戸町長 殿 夫 12 to る 人 12 to る たろう とくら はな ぎの (よ み か た) (1) 花 氏 郎 名 太 戸 倉 9 年 3 月 3 1 日 年 4 月 H 生 年 月 日 埼玉県北葛飾郡杉戸町 住 埼玉県南埼玉郡宮代町 (住民登録をして)いるところ 清地2丁目9番29号 笠原 | 丁目 4 番 | 号 (よみかた) 世帯主の記載は不要です世帯主 埼玉県北葛飾郡杉戸町 埼玉県北葛飾郡杉戸町 大字堤根4745 清地2丁目9 /外国人のときは\ 国籍だけを書い 筆頭者 の氏名 戸倉 季夫 てください 杉野 春夫 杉野 春夫 内田 秋夫 父 父母及び養父母 父 続き柄 続き柄 の氏名 杉野 夏子 二 男 戸倉 冬花 長女 **⊞** 母 父母との続き柄 戸倉 季夫 養父 養父 '右記の養父母以外にも' 続き柄 続き柄 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください。 養 子 養 女 養母 養母 新本籍(左の図の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 婚姻後の夫婦の □夫の氏 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9 氏・新しい本籍 口妻の氏 /結婚式をあげたとき、または、同居を始め (たときのうち早いほうを書いてください 同居を始めた 令和 元 **5** 月 再婚(□死別 妻 ☑初婚 再婚(□死別 初婚・再婚の別 年 月 日) 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 同居を始める 妻▼ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が 前の夫妻のそれ 1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ▼ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または ぞれの世帯の 1年未満の契約の雇用者は5) おもな仕事と □ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫妻の職業 夫の職業 妻の職業 他 届出人署名 野 郎 太 戸倉 花 印 (※押印は任意) 事件簿番号 署名は必ず本人が記入してください

※休日や役所の時間外に届出予定の方は、事前審査をお勧めします

祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので さい。)

届書は、1通でさしつかえありません。 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍版 ください。 成人されている方2人の証人が必要です (18歳以上)

	証	
署 名 (※押印は任意)	杉野 春夫 🏻 🗈	戸倉 冬花 🕮
生 年 月 日	^{全和} 昭和 40 年 5 月 5日 大正 平成	^{全和 昭和} 47 年 Ⅰ2 月 24 日
住 所	埼玉県北葛飾郡杉戸町	埼玉県南埼玉郡宮代町
	清地2丁目9番29号	笠原 丁目4番 号
本籍	埼玉県北葛飾郡杉戸町	埼玉県北葛飾郡杉戸町
	清地2丁目9 🎳	大字堤根4745番単1

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはど

日本国籍の方の対象年齢:成年(18歳)以上 外国籍の方は、自国の法律によります

□には、あてはまるものに☑のようにしるしを ハッ、 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の<u>筆頭表となっていない場合</u>には、新しい戸籍が つくられますので、希望÷

> 婚姻届により、夫婦の新しい戸籍が作られます どちらの氏で婚姻するのかチェックをし、 新しく定める本籍を記入してください

※婚姻後名乗る氏の方がすでに筆頭者の場合は記入しないでください(婚姻後名乗る氏の方

の本籍が婚姻後の本籍となります)

 住所を定めた年月日

 夫
 年 月 日

 妻
 年 月 日

連 電話 0480(33)1111 絡 上 自宅 勤務]· 携帯

> 杉戸町マスコットキャラクター **すぎぴょん**

られます。

日中に連絡のつく電話番号を記入してください